

# 困ったなあ

に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

伯母の遺言書が見つからず、  
兄が隠したに違いないと…

父方の伯母の遺産についての  
ご相談です。

伯母は先般92歳で亡くなりま  
した。一生独身でしたので、私  
と兄の2人を小さい時から可愛  
がってくれました。大した遺産  
は遺さないけど、死んだら仲良  
く2人で分けてねと言っています  
した。

問題は、2年前に亡くなっ  
た父が公正証書遺言を遺して  
いたことです。それには、伯母  
の遺産はすべて次男である私に  
行くことになっているので、自  
分の遺産はすべて長男に譲ると  
の条項が入っていたのです（母  
は亡いので、相続人は私と兄だ  
け）。びっくりして伯母に尋ねる

と、父とそうした話になつてい  
て、自分も遺言を作ったと言  
いました。伯母は死ぬまで頭はし  
つかりしていました。

とはいって、父の遺産と比べ伯  
母のは大した額ではないし、い  
くら兄夫婦が父や伯母の面倒を  
見てきたといつても、それでは  
私に不利なので、兄に対するは  
父の死後1年以内に遺留分減殺  
請求をしておきました。これで  
父の遺産の4分の1は私のもの

になるはずですが、まだ何も貰  
ってはいません。  
ところが伯母が亡くなつた際、  
自筆遺言も見つからないと兄は  
言います。隠したに違いありま  
せん。兄は伯母の遺産は半々だ  
との言うのですが、調べてみると  
預金でかなりの株券が買われ、  
当然ながら値段が下がっている  
せん。兄は伯母の遺産は半々だ  
し、頭にきています。

いたけれど、お兄様に面倒を見  
てもらっているし、その子供ら  
も可愛いしと、自分の意思で破  
棄したのかもしれません。  
真相はなんとも分かりませ  
ん。実際刑事事件にするといつ  
てもそれだけの証拠を揃えない  
限り警察も扱いようがありません。  
お兄様は全部私のものだとい  
つても、その肝心の遺言書がな  
いのですから、裁判所もその主  
張を認めようがありません。そ  
う聞いたというだけでは証拠に  
ならないのです。

今の状況で法的にできること  
は、残念ながら、伯母様の遺産  
は法定相続分通り半分ずつ分け  
られる。

お兄様としては、自分たち夫

婦が面倒をずっと見てきたのだ  
から、弟に全部取られてはたま  
らない、父の遺産も4分の1行  
くのだとthoughtたのかもしれない

が相談者が信じるように、伯  
母様は遺言書を作つたけれども、  
お兄様が隠すか破棄した可能性  
も否定はできません。

お父様としては、自分たち夫  
婦が面倒をずっと見てきたのだ  
から、弟に全部取られてはたま  
らない、父の遺産も4分の1行  
くのだとthoughtたのかもしれない

が相談者が信じるように、伯  
母様は遺言書を作つたけれども、  
お兄様が隠すか破棄した可能性  
も否定はできません。

遺言書がなくなった真相は分かりませんが、  
今ままでは訴訟にならざるを得ないかもしれません。

難しいお話をですね。

お父様の公正証書遺言を見せ  
て戴きましたが、珍しい条項が  
たしかに入っていますね。實際  
伯母様とお父様との間でどうい  
う話になつていたのでしょうか。  
ご相談者が信じるように、伯  
母様は遺言書を作つたけれども、  
お兄様が隠すか破棄した可能性  
も否定はできません。

お兄様としては、自分たち夫  
婦が面倒をずっと見てきたのだ  
から、弟に全部取られてはたま  
らない、父の遺産も4分の1行  
くのだとthoughtたのかもしれない

が相談者が信じるように、伯  
母様は遺言書を作つたけれども、  
お兄様が隠すか破棄した可能性  
も否定はできません。